

令和5年度 ベビーシッター派遣事業電子割引券の発行について

教職員の育児と就労の両立を支援するため、下記の要領に基づき、『ベビーシッター派遣事業割引券』を発行します。

本制度は、単年度毎に内閣府の委託を受けた公益社団法人全国保育サービス協会が行っている「ベビーシッター派遣事業」を利用して実施するものです。

ついては、発行を希望される方は下記の要領に基づき申し込み願います。

なお、割引券は男女共同参画推進室の経費で購入いたしますので、できる限り確実に使用する枚数をお申込みください。

1. 利用対象者

・本学に雇用されている全教職員（常勤・非常勤問わず）

※配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等、又はひとり親家庭によりサービスを利用しなければ就労することが困難な状況にあること。

2. 対象児童

(1) 乳幼児及び小学校 3 年生までの児童

(2) 健全育成上の世話を必要とする（身体障害者手帳・療養手帳等の交付を受けている）
小学校 6 年生までの児童

3. 対象サービス

(1) 家庭内における保育や世話

(2) 家庭と保育等施設との間の送迎

(注)・家庭内における保育等のサービスに必要な送迎であること。

・保育所等施設間の送迎でないこと。

・同一家庭以外の複数の乳幼児等を同時に送迎するものでないこと。

・送迎の間の行程や乳幼児等の様子について、ベビーシッターが保育記録として記載し保護者に報告していること。

・ベビーシッターの所属する事業者が運営する保育施設の送迎でないこと。

4. 割引金額

割引券 1 枚につき 2,200 円

※会費、交通費、キャンセル料、保険料等のサービス提供に付随する料金は含まない。

※割引券を利用できるのは利用料金が使用枚数×2,200 円以上の場合に限る。

5. 利用可能枚数

対象児童 1 人につき 1 日 (回) 2 枚

1 家庭につき 1 か月 24 枚、1 年間に 280 枚まで利用可能

6. 利用期間

令和5年4月11日～令和6年3月31日

7. 割引券取扱事業者

公益社団法人全国保育サービス協会が認定しているベビーシッター事業者に限ります。

→割引券取扱事業者の一覧はこちら[公益社団法人全国保育サービス協会 \(acsa.jp\)](http://acsa.jp)

8. 割引券の申込み及び利用方法

(1) 事前に利用予定のベビーシッター事業者が全国保育サービス協会の認定する「割引券取扱事業者」であることを確認のうえ、**利用契約・利用申込**をしてください。

その際、契約は**利用者本人名義**で行ってください。

(2) 割引券申込み

【初回】 Garoon ワークフローから申請してください。以下の書類が必要になります。

①ベビーシッター事業者との利用契約書 (写) 又は利用申込書 (写)

※初回利用時及びベビーシッター事業者変更の際に提出してください。

②配偶者の在職証明書又は保険証 (写) ※変更ない場合は、2 回目以降不要

(病気療養、求職活動、就学、職業訓練等の場合、確認できる書類)

【2 回目以降】 Garoon ワークフローから申請してください。

(3) 割引券発行 ※**電子割引券**となります。

申込内容及び必要書類を確認後、メールにて割引券の URL を送付します。

(4) サービス利用時

利用時に、割引券 URL より割引券画面を開き、ベビーシッターが提示する QR コードを読み込み、必要事項を入力し、利用登録を完了してください。

全国保育サービス協会 Web サイト [『電子割引券画面操作マニュアル \(利用者向け\)』](#)を必ずご一読ください。

9. その他

義務教育就学前の児童を養育する方で産前産後休暇時や育児休業等の期間で、職場への復帰のためにサービスを利用する場合は、年度内に 4 枚使用可能です。

【注意事項】

- ※ 本学以外（他機関）の勤務で使用することはできません。
- ※ 出勤簿又は就業管理システム等を確認する場合があります。なお、利用に当たって、就労に必要な日でなかった場合など不適切な使用が認められた場合は、利用登録を取り消します。
- ※ 割引券は他人に貸与または譲渡することはできません。
- ※ 使用した割引券の割引料は税法上、非課税所得になります。
- ※ 多胎児については、男女共同参画推進室までご連絡ください。

<お問い合わせ>

宇都宮大学 男女共同参画推進室

TEL028-649-5151（内線：5151） E-mail：gender@cc.utsunomiya-u.ac.jp